

今後、関係規程の変更等に伴い、本要綱も変更を行う予定としているが、要件や、対象等の事業の内容に変更は生じないものとする。

尼崎市生活支援サポーター等養成研修運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号に定める多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を目指し、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）別記3の2（3）エ（イ）Cの例による、生活支援等サービスに係るボランティア等の担い手（以下「サポーター」という。）を養成するほか、同研修を用いて、同法第115条の45第3項第3号に定める地域における自立した日常生活の支援を目指し、認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日老計発 0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）別添3の（2）に規定する認知症サポーターを養成する研修に関し、以下に定める要件に従って運営される研修を本市が実施する研修と位置付けて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業通知の例による。

(補助対象の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスを実施するものとして本市より指定を受ける事業所を運営していること
- (2) 代表者又は役員が禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (4) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (5) 市税を滞納していないこと
- (6) 公序良俗に反しない団体であること

(研修)

第4条 研修の内容・実施要件等は、別に市が定める事項を満たすものとする。

2 研修修了者に対して、修了証及び「オレンジリング」等を交付するものとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、事業実施年度の市が定める日から同年度の末日までとする。ただし、研修の実施時期は事前に市と協議するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、サポーターの育成に必要な研修等の実施に要する経費であって、別表第1に定めるものとする。

2 他の補助制度により補助を受けている活動は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額については、予算の範囲内において別表第1に定める通りとする。

2 市長は、補助金を交付した団体に対し、当該活動又は補助金の使途に関し必要な指示を出すことができるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修を実施する20日前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助団体登録書（様式第2号）
- (3) 補助事業実施計画書（様式第3号）
- (4) 法人市民税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助対象団体認定決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、当該法人の補助対象としての認定の可否を決定し、補助対象団体認定（非認定）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

2 前項で認定した団体（以下「補助対象団体」という。）が実施する研修の日程等を市が広く情報公開するものとする。

(変更等の手続)

第10条 補助対象団体は、第8条の申請に係る申請事項を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、補助対象団体変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の可否

を決定し、補助対象団体変更等承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により、実施予定者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（事業の実施）

第12条 補助対象団体は、研修を実施する20日前までに補助事業実施届（第7号様式）を、市長に提出するものとする。

2 申請者は、第8条に定める申請に併せて、補助対象団体の認定を受ける前に実施届を市長に提出することができる。

（実績報告）

第13条 補助対象団体は、事業終了後30日以内に次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業実施報告書（様式第8号）
- (2) 活動の様子がわかる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第14条 市長は、前条の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する金額を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の同様の補助金を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に支給されているときは、補助金返還命令書（様式第11号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

（個人情報の保護）

第17条 補助対象団体は、補助事業の実施にあたって知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその事業を退いた後も同様とする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条第1号関係)

補助対象経費	補助する額	補助金の上限額
<ul style="list-style-type: none">・人件費・備品購入費・消耗品費・印刷製本費・通信費・交通費・報償費・使用料・賃借料・委託料・その他、市長が特に認めるもの	補助事業の実施に要した経費相当額	要綱第4条を満たすカリキュラム1クールあたり22万円